

経済産業大臣 茂木 敏充 様

長崎県知事 中村 法道

「宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見について

平成 25 年 3 月 28 日付で事業者より送付のあった標記方法書について、環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

I 総括的事項

1. 当該事業の環境影響評価にあたっては、「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号）」（以下、「主務省令」という。）及び関係法令等に基づき評価項目を選定し、適切に実施すること。
2. 環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）及びその要約書における記述の誤り、食い違い、不足等については、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）において、訂正及び追加した記載をすること。
3. 環境影響評価に使用する参考文献、データ等については、最新のものとするほか、事業者において実施済みの調査結果を使用する場合も、経過期間を勘案し、必要に応じて再調査すること。また、必要に応じて専門家等の助言を得るなど、最新の情報と知見に基づき適切に行うこと。
4. 当該事業に用いる風力発電設備（ブレード、ナセル及びタワー等。以下、「風車」という。）並びに付帯設備の設置数及び配置については、今後の調査、予測結果をもとに、環境影響を回避または低減するよう検討のうえ決定すること。
5. 当該事業の方法書縦覧により提出された住民等意見については、その内容を精査し、環境影響評価において適切に反映すること。
6. 当該事業については、実施区域の人口構成及び産業構造、関係市の総合計画等と整合し、地域住民の理解を得られる持続可能な事業とすることが求められる。佐世保市と協議し、総

合計画等と事業計画との整合性を十分考慮のうえ環境影響評価を実施すること。

7. 環境影響評価を行う過程において、評価項目の選定等に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて評価項目及び評価手法等を見直すとともに、調査、予測及び評価の項目を追加する等、適切に対応すること。また、主務省令に従い、該当する場合は事後調査を実施すること。

II 個別事項

1. 大気質

粉じん等については、資材運搬経路だけでなく、道路の新設、拡幅工事も考慮して調査地点を加えること。また、風車設置後の粉じんの影響についても、予測、評価すること。

2. 騒音・低周波音・振動

- (1) 騒音、低周波音については、強風の日を含む2日間だけでなく、季節による風向の変動を考慮して調査期間を設定すること。
- (2) 海岸近くに設置される風車による海中への低周波音の影響について、調査を検討すること。
- (3) 風車と住居等との距離については、騒音・低周波音の影響についての調査、予測及び住民への聴き取り等により妥当性を検討すること。
- (4) 風車の低周波音については、健康影響等との因果関係が明確ではなく、研究段階の問題ではあるが、情報を開示して、専門家や住民をはじめとする利害関係者などを交えた協議のうえ、環境影響評価を行うこと。

3. 水環境

方法書に対象事業実施区域の地下水に関する記載がないので、準備書に記載すること。また、工事中にコンクリートを取り扱う場所が河川等の源流に近い場合は、pH調査を行うこと。

4. 地形及び地質・地盤・土壌

方法書に対象事業実施区域の地盤、土壌に関する記載がないので、準備書に記載すること。

5. 風車の影

風車の影に関する影響評価は、家屋集合地域だけでなく、農地も対象とすること。また、調査期間については、影の影響が広範囲となる夏至を含むものとし、農地における作付期間を考慮すること。

6. 動物・植物・生態系

- (1) 宇久島は島全体が鳥獣保護区に指定されており、県内でも極めて自然豊かな地域であるので、動植物等については、十分認識して調査、予測、評価を行うこと。
- (2) 昆虫の調査時期については、個体が確認しやすい4月初めから9月下旬までに行うこと。
- (3) 風車の設置数が極めて多く、高密度となる計画であり、バードストライクの多発が懸念

されることから、調査地点をできるだけ増やすとともに、特に渡り鳥の調査については十分に行い、春季（2～5月）に各月1回以上とし、夜間のレーダー調査等を行うこと。また、渡り鳥の経路については、地元愛鳥団体及び専門家等の意見を聞くこと。

- (4) 切盛土部の緑化について「在来種」を用いているが、種類が「在来種」と同じでも外国産の種子が使用されるようになり批判されている。現在は遺伝子レベルで考慮した「郷土植物」の使用が推奨されており、特に島においては、島外から持ち込まれる植物は外来種と判断されるので、環境影響評価及び施工において十分検討すること。
- (5) その他、下記について留意すること。
 - ・長崎県レッドデータブック及び佐世保市レッドデータブックについては、最新版を参照すること。
 - ・陸産貝類について「佐世保市レッドデータブック（2012年改訂版）」に記載があるので、調査対象とすること。
 - ・風車等建設に伴う道路側溝が小動物の移動経路を分断する影響について検討し、予防策を講じること。
 - ・ホテル生息地については、ゲンジボタルのほか、ヘイケボタル、ヒメボタルも調査対象とすること。

7. 景観

- (1) 宇久島には、人と自然との相互作用によって生み出された文化的景観があるといえるが、風車の配置等については住民の理解を得られるよう、十分に検討を行うこと。
- (2) 佐世保市では、佐世保市らしさを大切に景観の形成を目指し、地域レベルでの魅力向上を目的とする「させば景観100選」を選定しているが、そのなかで宇久島の5箇所が選定されている。このような自然的景観の保全を考慮し、佐世保市と協議のうえ調査を実施すること。
- (3) 宇久島に隣接する小値賀町の景観条例では、小値賀町全域と汀線から1kmの海域を景観計画区域と定め、良好な景観形成を進めている。また、国の重要文化的景観の指定を受け、旧野首教会堂を含め7箇所が選定され、景観の保全を行っている。

町内の主要な眺望点のうち宇久島が背景として見える眺望に影響がないか懸念されるので、愛宕山、番岳、玉石鼻について調査地点とすること。
- (4) 小値賀町にある旧野首教会堂は、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であり、登録前の専門機関イコモスによる調査、登録後の構成資産及び周辺環境の保存管理に影響のないよう、小値賀町ほか関係機関と協議のうえ、景観について配慮すること。

8. 人と自然との触れ合いの活動の場

- (1) 宇久島内においては西海国立公園の利用計画に基づく公園施設が複数あり、景観調査地点とされている城ヶ岳（園地）、大浜（園地、水泳場）のほかに乙女の鼻線歩道がある。これらは、周囲の眺望に優れた地点であり、調査地点とすること。
- (2) 西海国立公園に隣接する事業実施区域については、区域の確認等について環境省と協議すること。
- (3) 隣接する小値賀町にも周囲の眺望に恵まれた山上部に位置する愛宕山園地、小値賀番岳園地、斑島園地及び九州自然歩道の終点である神島神社があるので、調査地点とすること。

9. 廃棄物等

耐用年数経過後の風車の廃棄、メンテナンスについて考慮した事業計画とすべきであり、準備書に記載すること。

10. その他

(1) 風車倒壊や漏電事故等に関する環境影響について考慮するとともに、準備書に記載すること。

(2) 方法書全般に、漁港、港湾及びその管理者について混同した記載が見受けられるので、環境影響評価において誤りのないよう留意すること。また、準備書において訂正すること。

(3) 風車の配置等については、保安林、森林病虫害等防除法に基づく特別防除区域等について、関係機関と十分協議のうえ検討すること。

また、対象事業実施区域には2箇所の指定文化財と15箇所の埋蔵文化財包蔵地があるので、関係機関と協議すること。開発中に文化財等に該当する可能性のある新たな遺物や遺構等を発見した場合も、関係機関と協議のうえ対応を検討すること。

(4) 海底ケーブルについて、港湾管理者、海上保安部ほか関係機関等と必要に応じて協議すること。